○香芝市学校給食費徵収規則

平成21年3月24日 教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第1項の規定による学校給食及び学校給食に準じて実施する幼稚園給食(以下「学校給食等」という。)を受ける児童、生徒又は園児(以下「児童等」という。)の保護者(以下「保護者」という。)が負担する経費(以下「学校給食費」という。)の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(学校給食等の対象)

- 第2条 学校給食等の対象者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 幼稚園に在籍する園児
 - (2) 小学校に在籍する児童
 - (3) 中学校に在籍する生徒

(学校給食費の額)

- 第3条 学校給食費の額は、次のとおりとする。ただし、幼稚園の4月分、小学校の8月分及 び小学校第1学年の4月分並びに中学校の8月分の学校給食費は別に定める。
 - (1) 幼稚園の園児 月額2,900円
 - (2) 小学校の児童 月額4,500円
 - (3) 中学校の生徒 月額4.500円
- 2 前項第1号の園児が香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例(平成26年条例第14号)第13条第4項第3号イ又は口に該当する場合は、 前項第1号の規定にかかわらず、当該園児に係る学校給食費の月額は、同号に定める額か ら別に定める副食の提供に要する費用を差し引いた額とする。
- 3 第1項第3号の規定にかかわらず、中学校第3学年の1月分から3月分までの学校給食費の 額は、0円とする。

(学校給食費の納付)

第4条 保護者は、学校給食費(幼稚園給食に係るものに限る。)をそれぞれ給食実施月の末日(その日が香芝市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日。次項において同じ。)までに口座振替の方法により納付しなければならない。ただし、口座振替の方法による納付が困難なときは、その都度納付するものとす

る。

2 保護者は、学校給食費(幼稚園給食に係るものを除く。)をそれぞれ給食実施月の末日までに各学校に納付しなければならない。

(学校給食費の基準額)

- 第5条 学校給食費の基準額は、第3条第1項各号又は第2項に定めるそれぞれの月額に11(幼稚園にあっては、10)を乗じ、その額を別に定める学校給食標準実施回数で除して得た額とする。
- 2 前項の規定により算出した学校給食費の基準額に1円未満の端数が生じたときは、これ を切り捨てるものとする。

(学校給食費の減額)

- 第6条 香芝市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、学校給食等を受ける児童等 が次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費をそれぞれ当該各号に定める額に減 額することができる。
 - (1) 月の給食実施日において7回以上連続して欠食する場合 学校給食費の基準額にその者が受けたその月の給食回数を乗じて得た額(当該額が第3条第1項又は第2項に定める学校給食費の額を超える場合には、これらの規定に定める額)
 - (2) 食物アレルギー等により給食の一部又は全部を受けない場合 別に定める額
- 2 保護者が、前項の規定による学校給食費の減額を受けようとするときは、学校給食費減額申請書(第1号様式)を校長(幼稚園にあっては、園長。以下同じ。)を経由して教育長に提出しなければならない。この場合において、同項第2号に該当するときは、医師の診断書又は別に定める学校生活管理指導表等を添付しなければならない。
- 3 前項の規定による申請は、緊急その他やむを得ない場合を除き、第1項第1号の場合は欠 食する日、同項第2号の場合は給食を受けない月の初日のそれぞれ3日(市の休日を除く。) 前までに行うものとする。
- 4 教育長は、第2項の規定による申請書の提出があった場合において、学校給食費の減額 を決定したときは、校長を経由して保護者に通知するものとする。
- 5 校長は、第2項の規定による申請書の提出があった場合又は児童等の給食の停止が必要であると認める場合は、学校給食等停止・再開報告書(第2号様式)を遅滞なく教育長に提出しなければならない。
- 6 保護者は、停止された給食の再開を希望するときは、再開する日の3日(市の休日を除く。) 前までに校長に対して申し出なければならない。この場合において、校長は、学校給食等

停止・再開報告書(第2号様式)により遅滞なく教育長に報告し、承認を得なければならない。

7 教育長は、第2項、第5項及び前項に規定するもののほか、保護者及び校長に対して、必要な書類の提出を求めることができる。

(平31教委規則3・全改、令2教委規則8・一部改正)

(学校給食費の日割計算)

- 第7条 第3条第1項又は第2項の規定にかかわらず、児童等が次の各号のいずれかに該当するときは、その月の学校給食費の額をそれぞれ当該各号に定める額(当該額が第3条第1項 又は第2項に定める学校給食費の額を超える場合には、これらの規定に定める額)とする。
 - (1) 転出した場合 学校給食費の基準額にその者が転出した日までに受けたその月の給食回数を乗じて得た額
 - (2) 転入した場合 学校給食費の基準額にその者が転入した日以後に受けたその月の給食回数を乗じて得た額
 - (3) その他校長がやむを得ないと認める理由により月の中途から給食の提供を受け、又は給食の提供を受けることを停止した場合 学校給食費の基準額にその者が受けたその月の給食回数を乗じて得た額

(学校給食費の還付又は充当)

第8条 納付された学校給食費に過納又は誤納があるときは、当該過誤納金を還付するものとする。ただし、当該保護者に係る未納の学校給食費があるときは、当該過誤納金をその学校給食費に充当するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、学校給食費の徴収に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

学校給食費減額申請書

牛	月	Ħ

香芝市教育委員会 教育長 様

> 学校(園)名 (学年) (組) 児童(園児・生徒)氏名 保護者氏名

学校給食費の減額を受けたいので、次のとおり申請します。

① 月の初日から末日までに7回以上連続して欠食する場合(②の場合を除く。)

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	371.1. 3. 41				3 · >> II				
欠食理由									
期間		年	月	目から		年	月	日まで	

② 食物アレルギー等により給食の一部又は全部を受けない場合

	□ 食物アレルギーによる飲用牛乳、パン又は給食全ての停止										
	(下記のどちらかを添付してください。)										
	・学校生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー用)										
	・医師の診断書等										
給食停止 理由及び 添付書類	□ 乳糖不耐症による飲用牛乳の停止 (下記のどちらかを添付してください。) ・学校給食飲用牛乳除去申請書(乳糖不耐症) ・医師の診断書等										
	□ その他(理由:)									
	・医師の診断書等										
	□ 飲用牛乳を停止 (年 月から)										
停止内容	□ パンを停止 (年 月から)										
及び期間	□ 飲用牛乳及びパンを停止 (年 月から)										
	□ 給食全てを停止 (年 月から)										

※各項目について、該当するもの1つにチェックを入れてください。

備考

- 1 減額の対象となる園児、児童又は生徒1人につき1枚この申請書を提出してください。
- 2 減額の決定については後日、通知書にてお知らせします。

第2号様式 略